

第1回新市建設計画策定小委員会次第

日時:平成16年3月29日(月)
午後6時から午後8時まで
場所:長岡市役所第3委員会室

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 委員長・副委員長選出
- 4 長岡地域新市建設計画策定にあたって
 - (1) 新市建設計画の法的位置づけについて
 - (2) 新市建設計画策定小委員会の役割について
 - (3) 新市建設計画策定の考え方と手法について
- 5 新市建設計画書について
- 6 将来構想実現に向けての新市の施策について
- 7 その他
- 8 閉 会

新市建設計画策定小委員会委員名簿

	区分	役職名	氏名	備考
長岡市	行政	長岡市助役	二澤和夫	
	議会	長岡市議会 市町村合併調査研究委員会委員長	大地正幸	
中之島町	行政	中之島町助役	佐々木保男	
	議会	中之島町議会 市町村合併調査特別委員会委員長	今泉 實	
越路町	行政	越路町助役	熊倉幸男	
	議会	越路町議会 地方分権推進等調査特別委員会委員長	伊佐文也	
三島町	行政	三島町助役	米持昭次	
	議会	三島町議会 市町村合併調査特別委員会委員長	小方 保	
山古志村	行政	山古志村助役	坂牧宇一郎	
	住民代表	山古志村 夢づくり村民会議代表	高野徳義	
小国町	行政	小国町助役	五十嵐 徹	
	住民代表	小国町議会 地方分権に関する特別委員会委員長	野田 幹 男	
協議会委員		長岡造形大学理事長・学長	豊 口 協	
		ホクギン経済研究所所長	鈴木隆三	
協議会委員外	学識経験者	長岡技術科学大学教授	原田秀樹	
		長岡大学助教授	鯉江康正	
		NPO法人まちづくり学校校長	小疇弘一	
		長岡地域振興事務所所長	渡辺紳一郎	

長岡地域合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、長岡地域合併協議会（以下「協議会」という。）に置かれる小委員会（以下「小委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について、調査、審議等を行うものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する者（以下「小委員会委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会委員の互選によりこれを選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、小委員会委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、小委員会委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

(運営)

第7条 小委員会の運営に関しては、長岡地域合併協議会の会議の運営に関する規程に定めるところによる。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月27日から施行する。

長岡地域合併協議会 新市建設計画策定小委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 新市建設計画案を策定するため、長岡地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第1項の規定に基づき、長岡地域合併協議会(以下「協議会」という。)に新市建設計画策定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置することとし、その組織及び運営に関しては、同条第2項の規定に基づく長岡地域合併協議会小委員会規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、規程第9条の規定に基づき、この要綱に定めるところによるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、規約第3条第2号に定める事務に関し、必要な調査、審議等を行い、新市建設計画案を策定するものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、次に掲げる委員18人以内をもって組織する。

- (1) 規約第7条第1項第2号に規定する構成市町村の助役 各1人
- (2) 規約第7条第1項第3号若しくは第4号に規定する構成市町村の議会の議長若しくは議員又は同項第5号に規定する構成市町村の住民の代表のうちから各構成市町村において互選により選出された者 各1人
- (3) 規約第7条第1項第6号に規定する学識経験を有する者の中から構成市町村の長が協議して定める者 2人以内
- (4) 学識経験を有し、かつ、まちづくりに関し活動実績のある者で、構成市町村の長が協議して定める者 4人以内

(報償費及び費用弁償)

第4条 小委員会の委員及び規程第5条第4項の規定により委員長が出席を求めた者の報償費及び費用弁償は、協議会の委員に準ずる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月27日から施行する。

新市建設計画策定方針

1 計画の趣旨

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づいて作成するもので、長岡地域任意合併協議会において策定した「長岡地域新市将来構想」の実現及び新市の一体性の確立・均衡ある発展を図るものとする。

2 計画策定の基本方針

- (1) 構成市町村が、新市において共存共栄を図りながら一体的な活動を推進していくための計画とする。
- (2) 新市将来構想を実現する（「新市地域らしさ価値」を高める）ための具体的な事業計画とする。
- (3) 住民と行政が協働で実施するまちづくりの活動に結びつく計画とする。

3 計画期間

平成17年度から平成26年度までの10年間

4 計画対象地域

構成市町村の全区域

5 対象事業

合併後10年間において、新市が事業主体となる事業及び県事業（新規、継続を問わない）とし、ハード、ソフトの両事業を対象とする。

6 計画における根幹事業について

計画に登載する事業は、原則として大きく次の分類として定義し、これを計画の根幹事業とする。

- (1) 戦略的事業（根幹事業の中核となる部分）
新市将来構想を実現する（「新市地域らしさ価値」を高める）ために、住民と行政が一体となって進めていくべき事業
- (2) 生活基盤整備事業（ナショナルミニマム事業）
生活社会基盤の水準が低い地域を一定の水準に引上げ、新市全体の安定、住民の生活に対する安心感を高めるために必要な最低限の社会基盤整備事業
- (3) 合併に伴い必要となる事業
上記(1)(2)以外で、新市の一体性の速やかな確立及び住民の福祉向上などを図る事業及び行財政の効率化、施設の統廃合に資する事業

7 策定手順

- (1) 策定方針に基づき、各市町村において登載候補事業を検討し、関係分科会等で整理する。それらを基に小委員会で審議して素案を作成し、協議会における協議を経て計画（案）を作成する。
- (2) 計画（案）は、県知事に対し事前協議及び正式協議を行い、正式協議の終了後、協議会において計画を決定する。

8 計画策定における留意点

(1) 計画の基本的な考え方について

事業はまちづくりの手段であって事業そのものが目的でないことから、10年間で何を達成するのかを明確にする計画とする。

(2) 健全な財政運営の推進について

本計画においては、市民の視点に立って真に必要な施策や事業を選び、合理的で健全な財政運営のもと自立した地域の確立を目指すこととする。

(3) 既往計画との関連について

各市町村が策定してきた既往計画は、地域の状況、住民の要望などから検討してきたものであり、ひとつの素材として位置づけられる。建設計画では、それらの素材を含め新市地域らしさ価値向上に向けた施策や事業を明確化していく。

(4) 新市の総合計画との関連について

新市建設計画は、新市将来構想を実現するための根幹となる事業を明確にしていくものであり、新市の全分野に及ぶ施策や事業を掲載するものではないことから、新市が目指すまちづくりの詳細な内容については、この計画を基礎とし、新市において策定する総合計画で策定するものとする。

9 計画の構成について

概ね次のとおりの構成内容で策定する。

序章

1 合併の必要性

…社会背景、今後の地域経営のあり方などについて

2 計画策定の方針

…将来構想と建設計画の位置づけ、総合計画との関係、計画策定手法などについて

第1章 新市の概況

1 主要指標

2 概況

3 人口動態の見通し

4 地域の課題

第2章 基本方針

1 新市の将来像（「長岡地域新市将来構想」の内容）

…新市地域らしさ価値、重点実現項目、新市活動展開、地域の活動方針と展開などについて

2 施策の体系

（上記将来像と施策の関係を重視した戦略・施策の考え方について）

…地域経営(地域自治等含む)について

…新市の戦略について

…主要施策について

…その他の取り組むべき施策

第3章 新市の施策

…具体的な施策(事業・取り組み・地域経営など)について

第4章 新市における新潟県事業の推進

第5章 公共施設の統合整備

第6章 財政計画

市町村建設計画の法的位置づけについて

1. 市町村建設計画とは

市町村建設計画とは、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすもので、合併協議会により作成される。

また、合併特例法に基づく様々な財政支援措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっている。

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために作成するものであり、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図り、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮しなければならないとされている。(合併特例法第5条第2項)

2. 市町村建設計画の内容

市町村建設計画の具体的内容は、合併協議会で合併関係市町村の自主的・主体的な判断により策定されるものであるが、合併特例法には、計画に定める基本的な事項が例示されている。(合併特例法第5条第1項)

計画に定める基本的な項目	内容
合併市町村の建設の基本方針 (合併特例法5条1項1号)	<ul style="list-style-type: none"> 合併市町村の将来像や具体的な目標 将来像を実現するための、まちづくりの基本方針 長期展望に基づいた適切な土地利用計画や地域別整備の方針
合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項(合併特例法5条1項2号)	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの基本方針に基づく、ハード・ソフト事業
公共的施設の統合整備に関する事項 (合併特例法5条1項3号)	<ul style="list-style-type: none"> 公共的施設の適正配置や統合整備
合併市町村の財政計画 (合併特例法5条1項4号)	<ul style="list-style-type: none"> 年度別の歳入、歳出の見込み

3. 策定上の留意事項

- (1) 「総合的」とは、計画が単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画にすべきであること。
- (2) 「効果的」とは、計画の内容が実現困難なものとなったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものではなく真に合併市町村の建設に資する事業を選び合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきであること。
- (3) 「住民の福祉の向上」とは、市町村建設計画がその実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担っていると同時に併せて組織及び運営の合理化を図る必要があるということ。
- (4) 「合併市町村の均衡ある発展に資する」とは、それぞれの地域について、振興整備等の方策が特に市町村建設計画に明確に位置付けられるべきであるということ。

新市建設計画策定小委員会の役割について

1.小委員会の位置付け

小委員会は、新市全体のまちづくりの視点から、新市建設計画に係わる検討・審議を行い計画案を策定する機関として位置付ける。

2.小委員会の内容

基本的には、各市町村や分科会等での検討を経て事務局から提出される建設計画の内容について審議を行い、計画策定案としてまとめていく。
(新市全体の施策や事業のアイデアなどについて創造的な意見も含めた議論も行なう。)

3.検討・審議のポイント

事業検討段階	▶	資料内容の質疑に留まらない、新市誕生後 10 年間の新市建設に向け、新市全体で行なっていくべき施策や事業のアイデアについての創造的発展的な意見も含めた議論。
施策体系整理段階	▶	全体的な内容審議を主として議論を進めていただき、小委員会策定案としてとりまとめ、協議会に提案する。

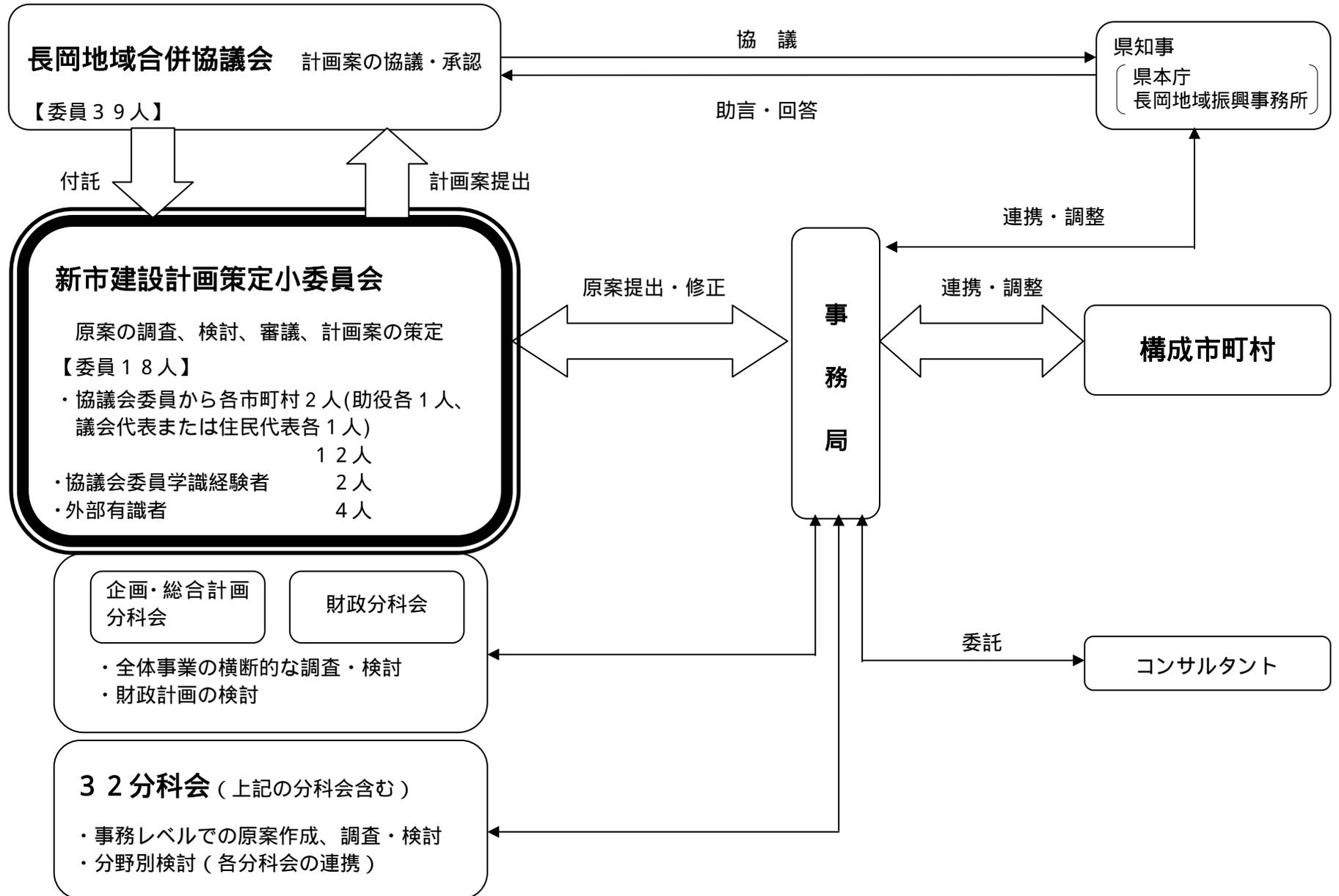
【議論のポイント】

新市将来構想の実現に向けた施策の方向性についての議論
新ながおか市全体の視点による事業・施策の議論

4.検討・審議のテーマと開催タイミング

検討・審議のテーマ		開催タイミング								
		1	2	3	4	5	6	7	全体	
小委員会の役割について		↑								将来構想実現に向けての新市の施策
策定の考え方と手法について										
新市建設計画の内容について	序章 合併の必要性									
	序章 計画策定方針									
	第 1 章 新市の概況、地域の課題		↑							
	第 2 章 - 1. 新市の将来像		↓							
	第 2 章 - 2. 施策体系の考え方			↑						
	第 3 章 新市建設の施策			↓						
	第 4 章 新潟県事業				↑					
第 5 章 公共施設の統合整備					↓					
第 6 章 財政計画						↓				
新市建設計画案とりまとめ							↓	↔		

新市建設計画策定体制イメージ図



新市建設計画策定の考え方と手法について

様々な価値観が変化し、将来の予測が困難な状況にある現代社会において、新市が持続的な繁栄を獲得していくために、新市将来構想ではブランディングという手法を用い、4つの地域らしさ価値(ブランディング価値)と、その価値を高めるための方向性を策定しました。ブランディング価値づくりの理念は、実現すればすばらしい結果が期待できますが、そのためには住民と行政が新しい試みに一体となって取り組んでいくことが必要となります。

新市将来構想の4つの地域らしさ価値(ブランディング価値)

独創企業が生まれ育つ都市 ~ 誠実さが生み出す「技」立国・新ながおか

元気に満ちた米産地 ~ まごころ米の生まれる里・新ながおか

世代がつながる安住都市 ~ 未来人を育む資源博物館・新ながおか

世界をつなぐ和らぎ交流都市 ~ 「人」「ものがたり」「競和国」・新ながおか

統合ビジョン

人は財、いきいき都市・新ながおか

1 策定の基本方針

- (1) 構成市町村が、新市において共存共栄を図りながら一体的な活動を推進していくための計画とする。
- (2) 新市将来構想を実現する(「新市地域らしさ価値」を高める)ための具体的な事業計画とする。
- (3) 住民と行政が協働で実施するまちづくりの活動に結びつく計画とする。

2 策定における社会的視点

- (1) 地域経営の観点
現在の社会背景において持続可能な社会を構築するためには、地域が主体となってより戦略的に生きていく必要性が明確になってきていることから、地域が自分の地域の価値(誇り)や役割を認識し、「本当にやりたいことは何か」「本当に大切なものは何か」を明らかにしていくことが必要である。
- (2) 不確実性の時代における課題解決の観点
めまぐるしく変化する社会状況の変化のなかにおいて、目に見えない将来に向かって課題の解決と目標に向かうためには、“小さな成功”を積み重ねることで、住民と行政の「自信を持って将来のための行動を行っていける」という気持ち(自己効力感)とモチベーションの向上を図ることが必要である。

3 策定に向けた重要課題

(1) 予測不能な将来に対応した計画の必要性

真に合併後のまちづくりを成功させるためには、事業の成果や、社会状況の変化に応じて、合併後もよりすぐれた事業を生み出してしていくことが必要であることから、中・長期的な事業は、柔軟かつ即応的に見直しができるように取り扱うことが必要となる。

- ・ 10年間で何を達成するのかを明確にしていく。(事業は手段であり目的ではない)
- ・ 計画のプロセスを明確にしていく。

(2) 地方分権に向けた新市の自立ができるか(合併の成功とは?)

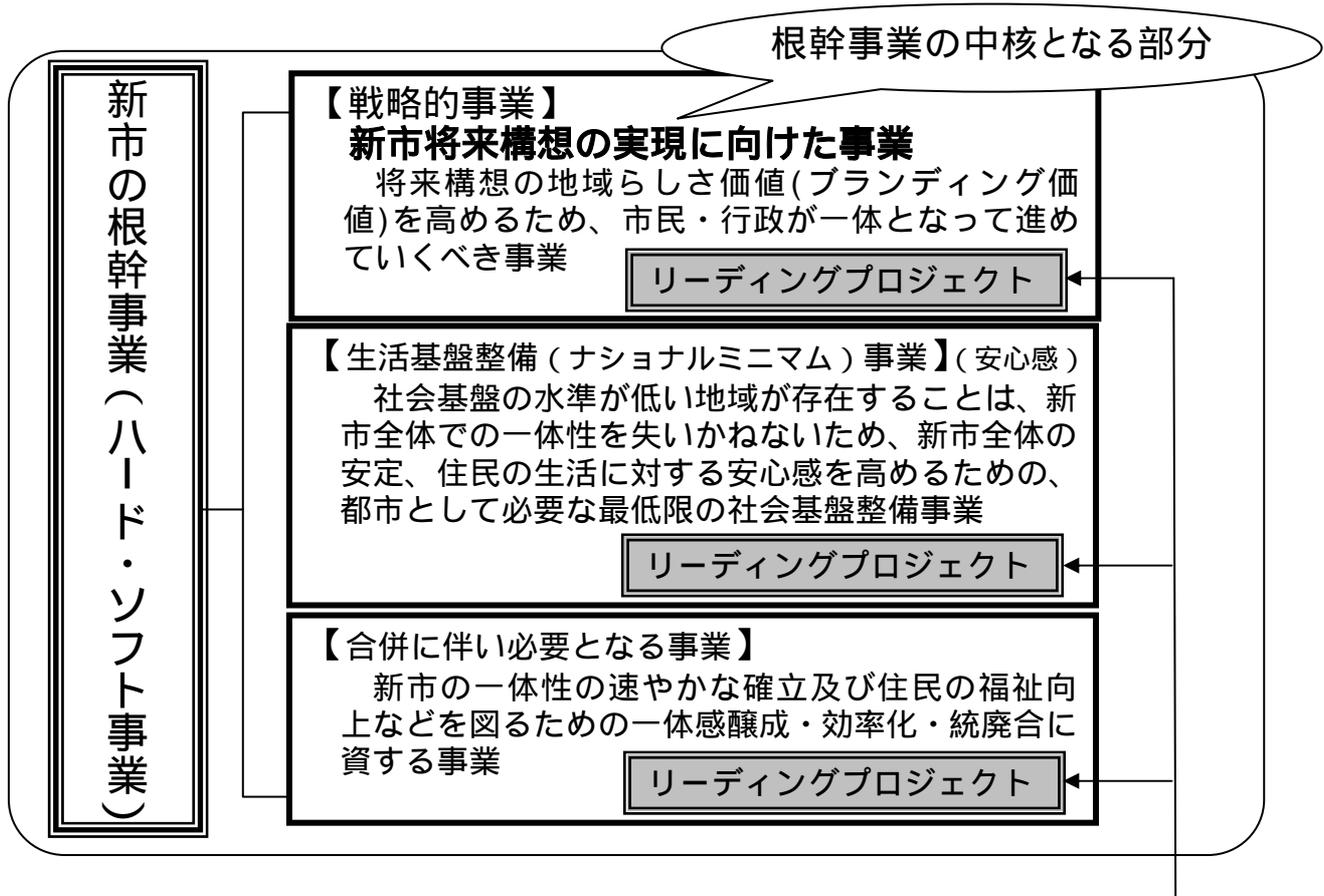
交付税や補助金が削減され、税収も不確定のなか、持続可能な地域経営のための戦略を明確にする必要性がある。

(3) 合併後のまちづくりに対する気持ちを高めていくことができるか

まちをつくっていくのは人であり、地域そのものをブランドとしてとらえ、新市民のまちづくりに対する気持ちや新市に対する愛着や誇りを高めていくことが重要となる。

4 計画における根幹事業について

建設計画に登載する根幹事業は、新市将来構想において示される目指すべき新市の姿を住民・行政が一体となって高めていくための事業を中核とし大きく次の分類として定義する。



リーディングプロジェクトとは

合併後3年程度までに着手(一定の成果を得る)、実現でき、新市民の達成感が得られ、“新市としてやっていける”という期待感を醸成するハード・ソフト事業(新市民と行政が新市を実感し、アピールしていけるもの)

5 建設計画書の事業登載の考え方

(1) 登載方法について

新市の戦略や10年間で何を達成していくのかを明確にすることとし、根幹事業の性質に応じて住民の方々にわかりやすいように記述するとともに、将来構想とどうつながるかなどできるだけ具体的に記載する。

また、リーディングプロジェクトは特に、新市民の達成感や期待感を合併後の短い期間に醸成する必要があることから、具体的な事業名や地区名等を明確に記載する。

(2) 既往計画との関連

新市建設計画は、将来構想実現に向けた新たな施策の検討となる。各市町村が策定してきた総合計画等の既往計画は、地域の状況、住民の要望などから検討してきたものであり、建設計画の事業出しにおけるひとつの素材として位置づけられる。建設計画の目的は、それらの素材を含め新市の地域らしさ価値向上に向けた施策を明確化するものといえる。

(3) 新市の総合計画との関連について

新市建設計画は、新市将来構想を実現するための根幹となる事業を明確にしていくものであり、新市の全分野に及ぶ施策や事業を掲載するものではないことから、新市が目指すまちづくりの詳細な内容については、新市建設計画を基礎とし、新市において策定する総合計画で検討するものとする。

6 計画書の構成

<目次案>

あいさつ

序章

1. はじめに
2. 計画期間
3. 合併の必要性(建設計画策定の課題)
 - … 社会背景、今後の地域経営のあり方などについて
4. 建設計画策定方針
 - … 将来構想と建設計画の位置づけ、総合計画との関係、計画策定手法などについて

第1章 新市の概況を踏まえた課題と可能性

1. 新市の概況
2. 地域の課題と可能性

第2章 新市建設の基本方針

1. 新市の将来像
 - … 地域らしさ価値、重点実現項目、新市活動展開、地域の活動方針と展開などについて

2. 施策体系の考え方

(上記将来像と施策の関係を重視した戦略・施策の考え方について)

- … 地域経営(地域自治等含む)について
- … 新市の戦略について
- … 主要施策について(リーディングプロジェクト等)
- … その他の取り組むべき施策

第3章 新市の施策

… 具体的な施策(事業・取り組み・地域経営など)について

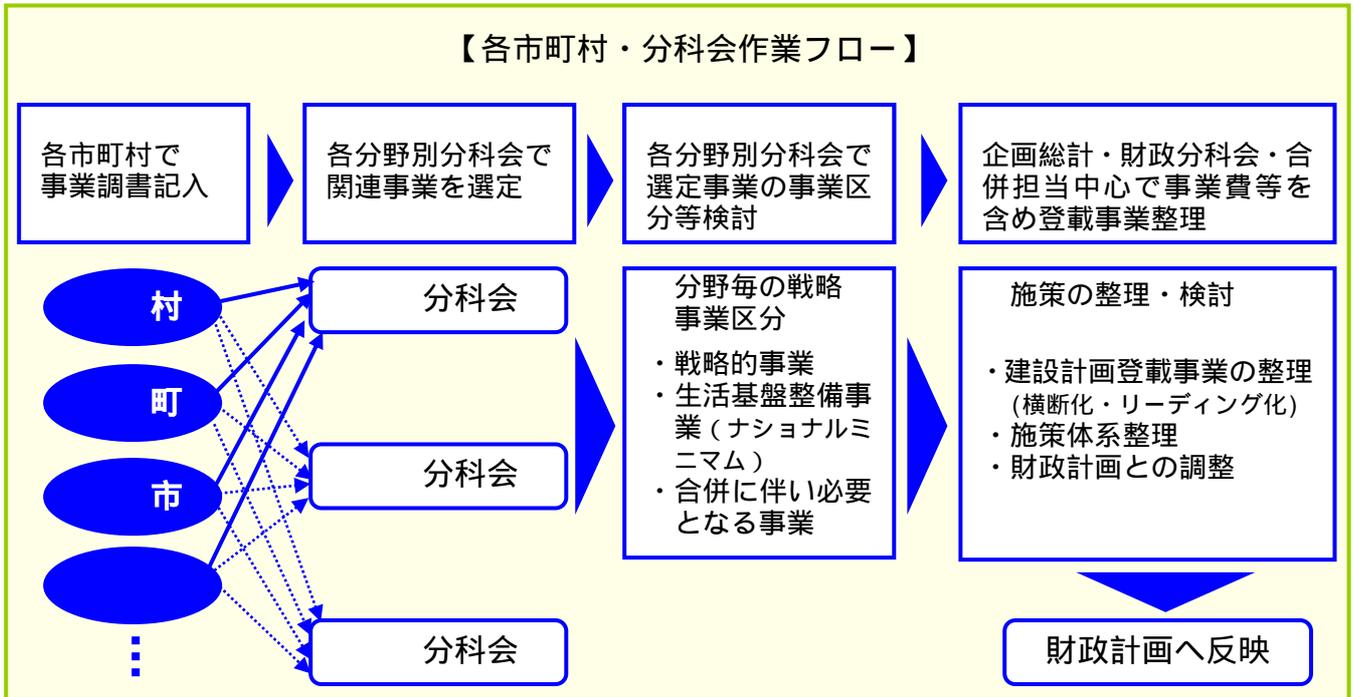
第4章 新市における新潟県事業の推進

第5章 公共施設の統合整備

第6章 財政計画

7 建設計画掲載事業検討作業の進め方

建設計画掲載事業については、関係者の共通理解のもと新市民の視点に立ち、構成市町村の提案調書等を基に、分野毎の検討に加え、横断的な形で施策を整理し、小委員会で検討を進める。



小委員会で検討 → 協議会へ提案

新市建設計画策定上の課題解決の要点

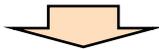
(1) 社会背景として特に着目すべき点

- ・ 住民ニーズは多様化している。
- ・ 数々の神話が崩れもはや不確実性の時代へ
- ・ 変化が予測可能な時代から変化が予測不能へ
- ・ 都市間大競争の時代へ（都市同士が切磋琢磨し、よりよい日本、より強い日本をつくる）

(2) 今後の地域経営のあり方について

地域が主体となって、より戦略的に生きていく必要性が明確になってきている。

地域が自分の地域の価値（誇り）や役割を認識し、「本当にやりたいことは何か」「本当に大切なものは何か」を具体的に考える。

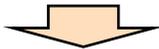


新市地域らしさ価値、ブランディングの重要性（地域ブランドの時代）

(3) 課題解決の考え方

めまぐるしく変化する社会状況の変化に対し、定型的な解決方法は通用していかない。

それでも課題の解決と目標に向かうには



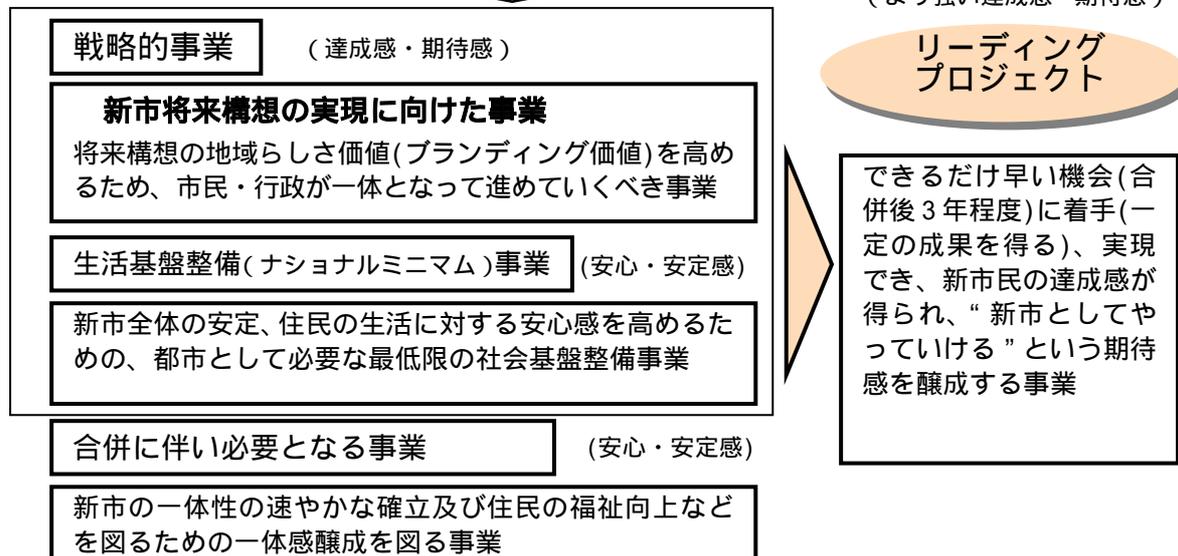
精神面	“自己効力感”が必要
	目に見えない、形のわからない将来に向かって、自信を持って “将来のための行動を行っていけるのだ”という予期感
行動面	“モチベーション”の向上が必要
	動機付け、動機や意欲を与える刺激・熱意

(4) 地域らしさ価値を高めていく具体的な活動としての事業のあり方は何か

まちをつくっていくのは人であり、まちづくりに対する人の気持ちが重要



新市の人々の新市に対する愛着や誇りを高めていく事業がポイント



(仮称)

ながおか地域新市建設計画(素案)

新ながおかの地域らしさ価値を高める行動計画

第1回新市建設計画策定小委員会資料

平成16年3月29日

長岡地域合併協議会

あいさつ

長岡地域合併協議会会長

序章	1
1.はじめに	1
2.計画期間	1
3.合併の必要性(建設計画策定の課題)	2
- 社会的な背景と自治体に求められる役割 -	2
(1)地方自治体行政の広域的な対応の必要性	2
(2)住民ニーズに応える財政基盤を持った、地方分権の実行段階に向けた改革の必要性	2
(3)不確実性の時代におけるまちづくり、自信をもって進むために	3
(4)顧客としての住民を志向する新たな地域経営を行うために	3
4.建設計画策定方針	4
第1章 新市の概況を踏まえた地域の課題と可能性	5
1.新市の概況	5
(1)位置、地勢	5
(2)気象	6
(3)面積	7
(4)人口・世帯	8
(5)都市計画区域及び用途地域	9
(6)土地利用	10
2.地域の課題と可能性	11
第2章 新市建設の基本方針	12
1.新市の将来像	12
2.施策体系の考え方	
第3章 新市建設の施策	
第4章 新市における新潟県事業の推進	
第5章 公共施設の統合整備	
第6章 財政計画	

序章

1. はじめに

長岡地域新市建設計画は、新しいまちづくりにおいて新ながおかの地域全体の人々が新市のそなえるべき「地域らしさ価値（ブランディング価値）」を共有すること、そして、その実現のための活動や活動の過程がとても大切なことであるという考え方を基本に持って作成します。

また、合併する長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町（以下「6市町村」という）の特徴、そこに生活する人々の誇りや願いをできる限り反映させながら策定した「長岡地域新市将来構想」を基に、地域経営やブランド戦略といった新しい考え方も取り入れながら、新しいまちづくりを進めるための基本的な方針を定めるものです。

2. 計画期間

平成 17 年度～平成 26 年度

3. 合併の必要性(建設計画策定の課題)

- 社会的な背景と自治体に求められる役割 -

近年のモータリゼーションの進展、情報化、少子高齢化といった、社会経済の変化により、日常生活圏や交流圏の広域化、ライフスタイルの多様化といった、地域の人々の価値観や暮らし方は大きく変化しています。これに伴い地域の人々の地方行政に対するニーズも大きく変化していることが考えられ、最も身近な行政主体である市町村の役割と責任は、今後さらに増してくると考えます。今後、住民の期待に応えていくためには、これまでの個々の市町村の行政改革の努力だけではならず、市町村合併による対応が、住民本位のまちづくりにおいて必要不可欠であると考えます。以下より、市町村合併による効果を踏まえながら、新市の市町村合併に向けての基本的な考え方を示していきます。

(1) 地方自治体行政の広域的な対応の必要性

交通や情報通信技術の発達により、長岡地域の住民の日常生活圏は、現在の市町村の区域を越えて拡大する傾向にあります。長岡市を中心とした13市町村(「6市町村」を含む)においても、平成5年2月に東京一極集中是正の受け皿として地方拠点都市法による地方拠点都市地域の指定を受け、長岡を中心とした広域市町村圏として、広域消防体制整備や一部事務組合を組織し、さらに、人材育成、地域間交流、広域観光といったソフト事業の実施も行っております。こうした背景から、今後、広域的な見地からの隣接市町村との一体的なまちづくり事業の展開、広域的な見地からの行政サービスの充実といった事業を展開していくためには、一つの自治体として、総合的な行政主体として意思決定を行い、事業を展開していくことが、住民ニーズに応える最適な方法であると考えます。

(2) 住民ニーズに応える財政基盤を持った、地方分権の実行段階に向けた改革の必要性

地方分権の推進は、全国的に見ても実行段階に入り、地方自治体においては、自己決定・自己責任の原則の下で、住民に真に求められる身近なサービス提供機関としての責任が期待されています。こうした責任ある選択による、実効力を伴った決定を積み重ねていくためには、現在の個々の市町村がしっかりと自立することが必要不可欠な要件となります。

市町村の自立とは、政策を立案し、これを議会や住民にわかりやすく説明、提示し、理解を求めていく能力や、自らが選択し、決定し、推進していく事業を裏付ける財政基盤を持つことにあります。

一方で、わが国の財政はきわめて厳しい状況にあり、将来の世代に対しては財政改革という大きな命題を抱えており、今後の地方財政は圧迫されることが必至の状況となっていることも事実です。特に小規模の市町村ほど財政力は弱く、少子・高齢化の進展の中で、基幹的なサービスですらその提供に支障をきたすことも起こりえる状況にあります。厳しい財政状況の中で、長岡地域における行政サービスの維持、向上のためには、行政の効率化を図りつつ、行政基盤を強化することが最優先課題であると考えます。

(3) 不確実性の時代におけるまちづくり、自信をもって進むために

めまぐるしく変化する社会情勢の中で、国のみならず、地方自治体においても、様々な分野で、構造改革の必要性にせまられています。さらに、地域の住民の価値観や行政サービスに対するニーズは多様化し、住民満足を高めるための方法も多様化しているといわざるをえません。一方で、住民は市町村の枠を超えて、自らのニーズを満たそうとすることから、都市間の競争はとて激しいものとなっています。こうした問題や課題に対する対応には定型的な解決方法はなく、地域はより主体的に、より戦略的に様々な問題、課題に対処していく必要にせまられています。これを具体的に実行していくためには、地方自治体が自らの地域の意味や役割を認識し、「本当に実現したいこと」「本当に大切なもの」は何かということ、住民の視点から真剣に考えていくことがとても大切になります。

長岡地域の6市町村が、名実とも一体となることは、広域的な地域の役割を理解したまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的なまちの活力強化、地域のイメージアップ、環境問題への対応、観光振興等々、持続力のある地域づくり、まちづくりにとってとても大切な要件であると考えます。

(4) 顧客としての住民を志向する新たな地域経営を行うために

英米等で確立されたニューパブリックマネジメント(NPM)の基本的な考え方は、民間企業における経営理念や経営手法を行政活動に対応させて、効率かつ効果的な運営を行うことを目的としたもので、その根源的な意味合いは徹底した顧客志向にあります。

地方行政が民間の企業と同じような経営的な見地から戦略を立て、実行することにより、厳しい財政環境の中で、個々の分野や職員のモチベーションを向上しつつ、その体制の基盤強化を図ることができると考えられているからです。近年になり、地方公共団体を中心に導入の動きが活発化しています。長岡地域の6市町村がまちづくりに向けた理念を共有し、積極かつ主体的に活動していくための具体的な方法の一つとして、地域経営的な観点からの試みを実行していきます。最も大切なことは、地域や住民が求める理想のまちづくりにおけるプロセスを重視している点です。プロセスを重視する理由は、目標達成に至る各段階において、実行部隊である現場やプロセスに変革が起こることの重要性を考えるからです。また、こうした新しい試みを実現していくためには、個々の地域での個々の取り組みを超えた、地域全体の視点を持つことのできる市町村合併の機会はとても有効なものであると考えます。

4. 建設計画策定方針

第1回小委員会資料「新市建設計画の考え方と手法について」を整理し、記載する。

第1章 新市の概況を踏まえた地域の課題と可能性

1. 新市の概況

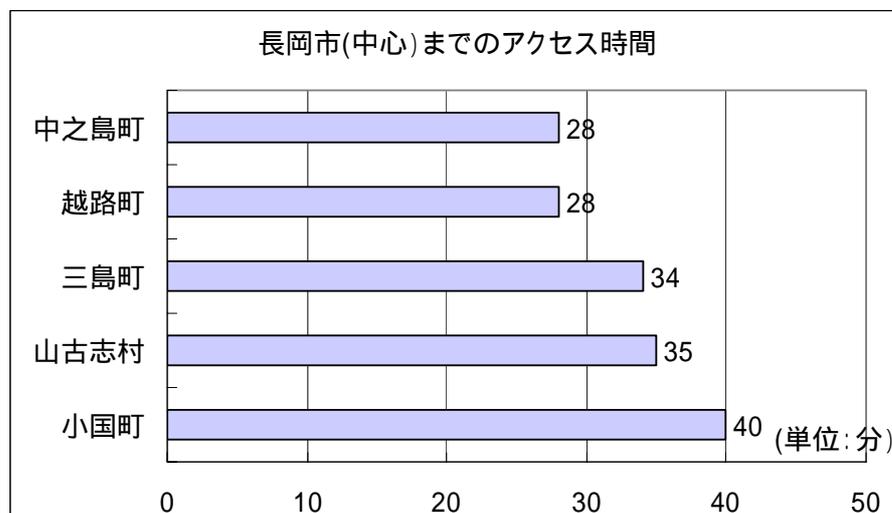
(1) 位置、地勢

コメント

市町村間の距離

市町村名	区間延長 (km)	旅行速度 (km/h)	所要時間 (分)	アクセスルート(路線名)
中之島町 長岡市	16.1	34.5	28	・見附中之島線～・長岡中之島見附線～・8号～・404号～・352号～・長岡中之島見附線
越路町 長岡市	8.4	18.0	28	・柏崎高浜堀ノ内線～・山田中潟線
三島町 長岡市	10.3	18.2	34	・352号～・長岡和島線～・351号～・山田中潟線
山古志村 長岡市	17.9	30.7	35	・栃尾山古志線～・柏崎高浜堀之内線～・中之島見附線
小国町 長岡市	23.6	35.4	40	・404号～・351号～・山田中潟線

1. 区間延長は長岡市役所から各市町村役所まで、1:50,000地形図からのスケールアップである。
2. 旅行速度は、平成11年度道路交通センサスにおける平日混雑時平均旅行速度を用いた。
3. アクセスルートは最短のものを示した。



参照資料：長岡地域振興計画

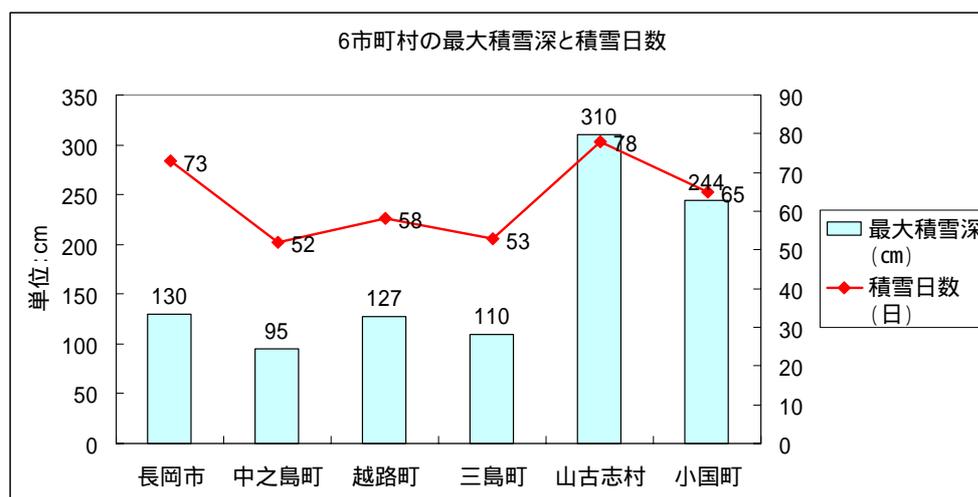
(2) 気象

コメント

6市町村の最大積雪深と積雪日数

	長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町
最大積雪深 (cm)	130	95	127	110	310	244
積雪日数 (日)	73	52	58	53	78	65
1日当たり 最高降雪量	55	58	54	36	81	101

各種事務事業の取り扱いに関する調整方針（長岡地域任意合併協議会）
平成12年初雪時から平成13年最終積雪時まで
積雪日数は、観測値が1cm以上の日数



経年変化データ調査中
参照資料：新潟地方気象台

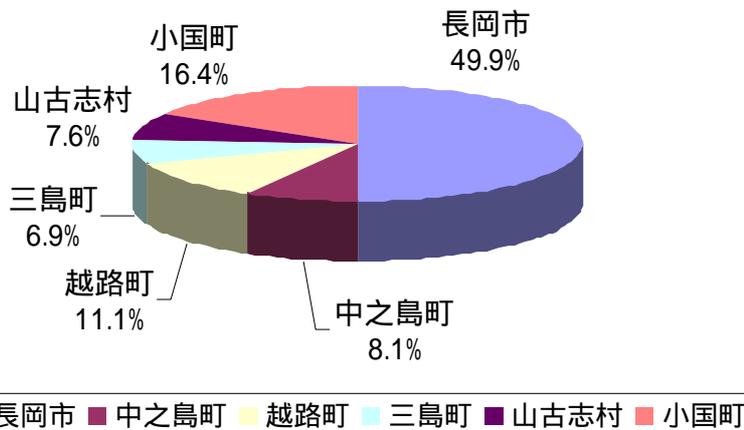
(3) 面積

コメント

	行政面積 (km ²)						可住地面積 (km ²)	可住地面積 割合 (%)
	H9	H10	H11	H12	H13	H14		
長岡市	262.45	262.45	262.45	262.45	262.45	262.45	174.89	66.64%
中之島町	42.55	42.55	42.55	42.55	42.55	42.55	42.55	100.00%
越路町	58.44	58.44	58.44	58.44	58.44	58.44	33.72	57.70%
三島町	36.47	36.47	36.47	36.47	36.47	36.47	29.41	80.64%
山古志村	39.83	39.83	39.83	39.83	39.83	39.83	15.63	39.24%
小国町	86.15	86.15	86.15	86.15	86.15	86.15	29.41	34.14%
6市町村計	525.89	525.89	525.89	525.89	525.89	525.89	325.61	61.92%
新潟県	12,582.12	12,582.29	12,582.31	12,582.37	12,582.39	12,582.44	4,481.28	35.62%
全国				377,873.00			125,162.33	33.12%

1. 行政面積は、新潟県統計年鑑(1997～2002)
2. 可住地面積は、統計でみる市区町村のすがた(2003)
3. 可住地面積は、行政面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出。
4. 全国は、国土地理院による2000年のデータ(地域経済総覧2003)。

6市町村の行政面積割合



参照資料：新潟県統計年鑑(1997～2002)

可住地面積は、統計でみる市区町村のすがた(2003)

全国は、国土地理院による2000年のデータ(地域経済総覧2003)

(4) 人口・世帯

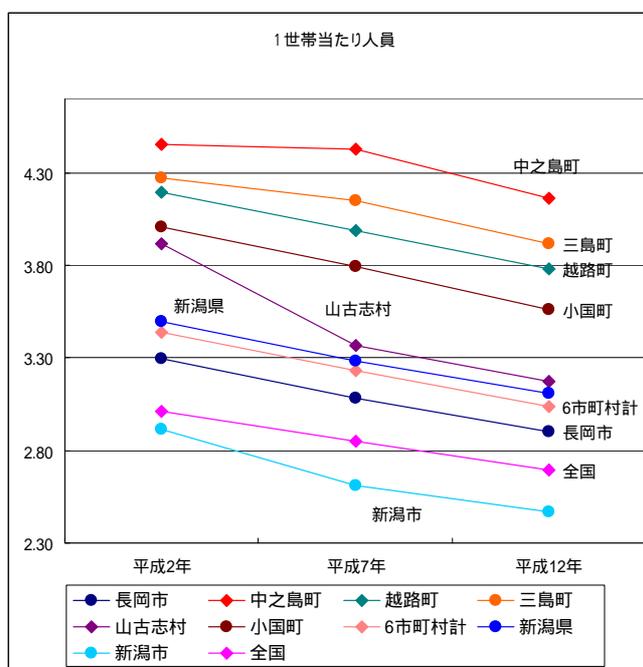
コメント

単位：人、世帯

	昭和60年	平成2年		平成7年		平成12年	
	人口	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
長岡市	183,756	185,938	56,425	190,470	61,725	193,414	66,680
中之島町	11,017	11,499	2,581	12,727	2,875	12,804	3,075
越路町	14,060	14,430	3,437	14,294	3,586	14,271	3,773
三島町	6,828	6,888	1,613	7,269	1,751	7,618	1,944
山古志村	3,508	3,219	822	2,523	749	2,222	700
小国町	9,191	8,775	2,189	7,989	2,104	7,389	2,074
6市町村計	228,360	230,749	67,067	235,272	72,790	237,718	78,246
新潟県	2,478,470	2,474,583	707,779	2,488,364	757,341	2,475,733	795,868
新潟市	475,630	486,097	166,789	494,769	189,326	501,431	203,283
全国	121,048,923	123,611,167	41,035,777	125,570,246	44,107,856	126,925,843	47,062,743

世帯人員 単位：人/世帯

	平成2年	平成7年	平成12年
長岡市	3.30	3.09	2.90
中之島町	4.46	4.43	4.16
越路町	4.20	3.99	3.78
三島町	4.27	4.15	3.92
山古志村	3.92	3.37	3.17
小国町	4.01	3.80	3.56
6市町村計	3.44	3.23	3.04
新潟県	3.50	3.29	3.11
新潟市	2.91	2.61	2.47
全国	3.01	2.85	2.70



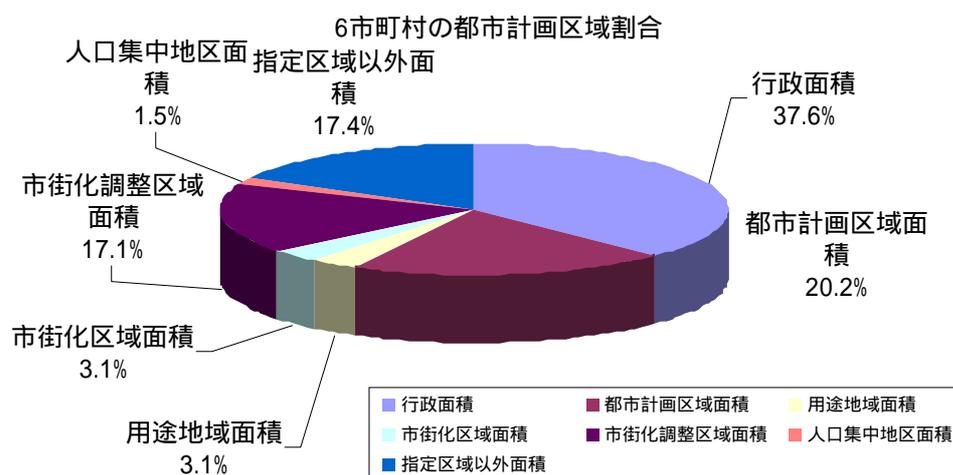
参照資料：国勢調査(S60、H2、H7、H12)

(5) 都市計画区域及び用途地域

コメント

単位: ha

市町村名	行政面積	都市計画区域	用途地域面積	市街化区域面積	市街化調整区域面積	人口集中地区面積	指定区域以外面積
長岡市	26,245	22,000	3,935	3,937	18,063	2,100	4,245
中之島町	4,255	2,700	184	185	2,515	-	1,555
越路町	5,844	1,900	159	159	1,741	-	3,944
三島町	3,647	1,700	121	121	1,579	-	1,947
山古志村	3,983	-	-	-	-	-	
小国町	8,615	-	-	-	-	-	
6市町村計	52,589	28,300	4,399	4,402	23,898	2,100	24,289



経年変化データ調査中

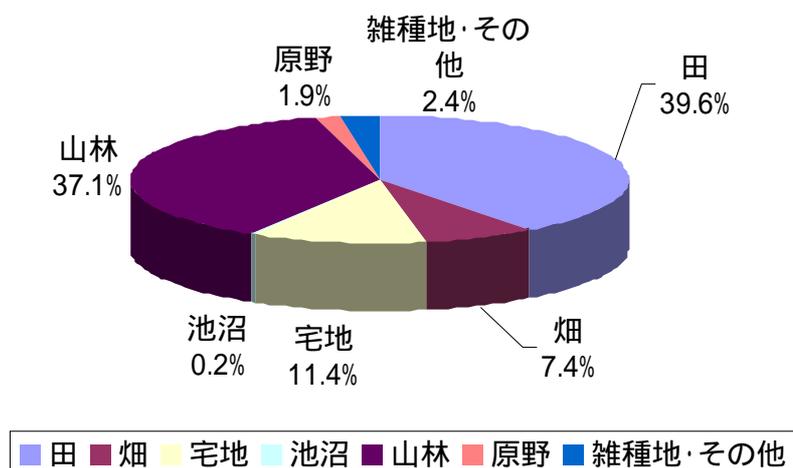
参照資料：平成13年都市計画年報より作成

(6) 土地利用

コメント

市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	宅地 (ha)	池沼 (ha)	山林 (ha)	原野 (ha)	雑種地・そ その他(ha)
長岡市	39.0%	8.2%	16.9%	0.2%	30.6%	1.8%	3.3%
中之島町	85.8%	4.6%	8.6%	0.0%	-	0.1%	1.0%
越路町	41.2%	7.2%	8.5%	0.3%	38.6%	1.3%	2.9%
三島町	31.6%	5.4%	5.5%	0.1%	55.6%	0.6%	1.2%
山古志村	19.3%	14.0%	1.8%	1.4%	59.3%	4.1%	0.1%
小国町	22.8%	5.2%	3.6%	0.0%	63.6%	3.5%	1.3%
6市町村計	39.6%	7.4%	11.4%	0.2%	37.1%	1.9%	2.4%

土地利用構成割合



参照資料：新潟県統計年鑑 2002 より作成

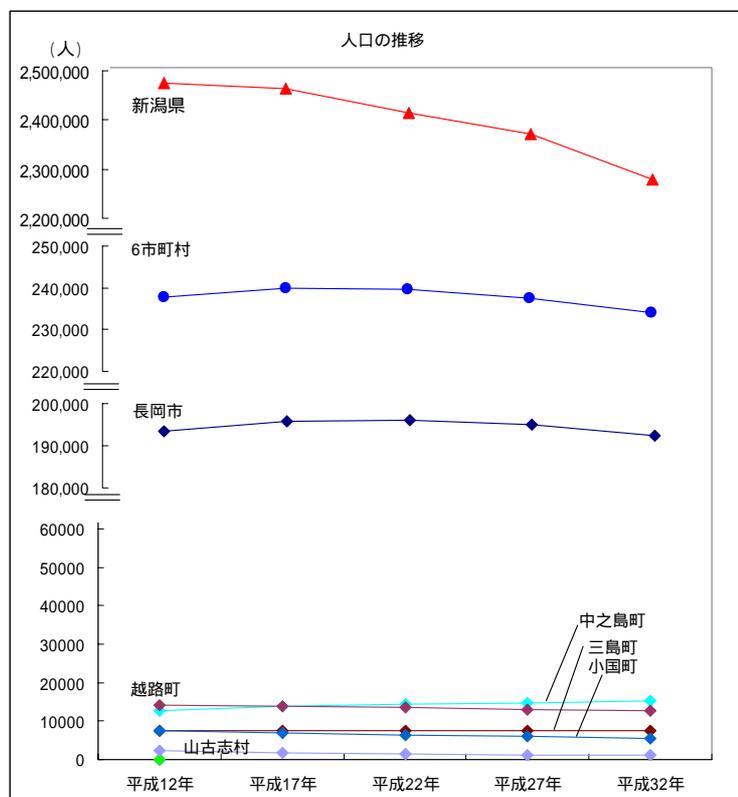
2. 地域の課題と可能性

(例)人口動態の見通しからみた課題

コメント

人口の推移 単位:人

	国勢調査	推 計			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
長岡市	193,414	195,750	196,154	194,933	192,362
中之島町	12,804	13,815	14,319	14,767	15,208
越路町	14,271	13,850	13,493	13,076	12,623
三島町	7,618	7,511	7,570	7,595	7,600
山古志村	2,222	1,857	1,559	1,291	1,063
小国町	7,389	7,013	6,464	5,983	5,340
6市町村計	237,718	239,796	239,559	237,645	234,196
新潟県	2,475,733	2,464,679	2,415,260	2,372,426	2,279,278



参照資料：長岡地域振興計画

第2章 新市建設の基本方針

長岡地域合併建設計画「第2章新市建設の基本方針」では、新ながおか将来構想で考えてきた「新ながおか」の地域らしさ価値(ブランディング価値)創りについての基本的な考え方を示すとともに、どのように新市まちづくりを進めていくのかについて説明します。

1. 新市の将来像

(1) 新市まちづくりの考え方

新ながおか市は、将来構想を策定するにあたって、できる限り、住民の意見と思いを盛り込んで検討してきました。この過程の中で、生まれてきたまちづくりの基本的な考え方、新ながおか市が目指すまちの将来像が「地域らしさ価値(ブランディング価値)」につまっています。新ながおか市は、この「地域らしさ価値」創りを実現していく姿、実現に向けての地域や住民が取り組んでいく過程そのものが、新市の将来像であると考えます。

(2) 新ながおか市「地域らしさ」とは

新ながおか市は、これからも、地域の人々が誇りに思い、ありたいと想う姿を、4つの「地域らしさ価値(ブランディング価値)」として表現します。

4つの地域らしさ価値(ブランディング価値)

独創企業が生まれ育つ都市 ~ 誠実さが生み出す「技」立国・新ながおか

元気に満ちた米産地 ~ まごころ米の生まれる里・新ながおか

世代がつながる安住都市 ~ 未来人を育む資源博物館・新ながおか

世界をつなぐ和らぎ交流都市 ~ 「人」「ものがたり」「競和国」・新ながおか

統合ビジョン

人は財、いきいき都市・新ながおか

以降は、構想書における主要ポイントとなる内容について盛り込む

構想書からの抽出事項

新市将来構想策定の流れレビュー

思いをまとめる5つの切り口

地域らしさブランディング価値レビュー ~

独創企業 ~

~ 米産地

~ 安住都市

~ 交流都市

〔 背景 ~ 考え方 ~ 行動や姿勢までの整理 〕

重点実現項目 ~

〔 全体像、施策体系のイメージとして提示 〕

地域別活動方針・展開

新市全体で取り組む活動展開

合併の必要性(建設計画策定の課題)検討の考え方

現代の社会背景と諸課題

解決の視点

これらを解決していくための地域経営という考え方

